

# 令和4年度事業者向け 事業用燃料代等価格高騰対策助成金



宍粟市では、原油価格等の高騰により経費負担が増加した市内事業者に対して、事業継続を支援するために助成金を支給します。

**助成対象者** 次の(1)～(5)いずれにも該当する事業者が対象となります。

- (1)「兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金」受給者
- (2)宍粟市内に本社(本店)及び主たる事業所を有する事業者
- (3)事業収入が主たる収入である者
- (4)市税等に未納がない者
- (5)宍粟市暴力団排除条例(平成24年宍粟市条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者

※宍粟市の他の燃料等価格高騰対策事業と重複した申請はできませんので、ご注意ください。

**申請期間** 令和4年11月10日(木)～12月28日(水)

**助成率** 10分の1 **上限額** 30万円

## 助成対象経費

令和4年4月1日～9月30日までに使用した燃料等の経費が対象となります。

(ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス及び電気に係る経費に限る。)

※助成対象経費の合計額が60万円以上であること。

※申請時点で支払いが完了していること。

**申請書類** 指定様式等は市ホームページからダウンロードしてください。

次の申請書類をチェックリストと合わせて提出してください。

- ①助成金交付申請書兼請求書(兼誓約書兼同意書)※指定様式
- ②燃料費等計算シート ※指定様式
- ③燃料費等一覧 ※指定様式
- ④燃料費等の請求書、及び領収書の写し(振込の場合は、振込依頼書等支払いを証明する書類)
- ⑤業務利用車両分の車検証の写し(燃料費等に車両利用分を含める場合)
- ⑥県の一時支援金の振込確認ができる通帳の写し(※振込確認後提出)  
※市への申請時点で振込が未だの場合は事前にご相談ください。
- ⑦個人事業主の場合は、次のいずれか
  - ・令和3年分青色申告決算書の写し(青色申告の場合)
  - ・令和3年分収支内訳書の写し(白色申告の場合)

※詳細については、市ホームページをご確認ください。

宍粟市ホームページ > 事業者の方へ > 融資・補助・支援制度 > 事業用燃料代等価格高騰対策助成金

**お問い合わせ・提出先** 下記まで持参、又は郵送にてご提出ください。

宍粟市産業部商工観光課(各市民局産業振興係でも受け付けます。)

671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所2階22番窓口

電話:0790-63-3127 メール:shoko-kk@city.shiso.lg.jp(メールでの申請は不可)